

## 規格・基準等の事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9. 1に基づくものです。 〕

### 肥料取締法第三条の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正について

下記のとおり普通肥料の公定規格を改正するので、お知らせします。御意見のある場合は、下記の要領で御提出下さい。

#### 記

- 1 件名  
肥料取締法第三条の規定に基づく普通肥料の公定規格の改正
- 2 対象品目  
肥料 （関税番号） 3 1 0 1
- 3 趣旨及び目的  
農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資するため、科学技術の進展や農業を取り巻く情勢等を踏まえ、公定規格の改正を行う。

#### 〔改正点〕

食品残さ（食品由来の有機質物（食品加工場等における食品の製造、加工又は調理の過程で発生した食用に供することができない残さを除く。）をいう。）を加熱乾燥した上で搾油機により搾油を行って生産される肥料について、公定規格として定める。

- 4 適用予定日  
2018年9月
- 5 意見提出先  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL 03-3502-8111 内線4508  
FAX 03-3580-8592
- 6 意見提出期限  
WTO事務局から配布された日から30日間